

広島県告示第六百十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成十九年五月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 区域

神石高原町

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
平成一九年七月二日	午後一時～午後四時	豊松基幹センター
平成一九年七月三日	午前九時～午後四時	神石高原町役場油木支所
平成一九年七月四日	午前九時～午後二時 午後三時～午後四時	神石山村開発センター さんわ総合センター
平成一九年七月五日	午前九時～午後〇時	三和公民館

四 所在場所における定期検査（ひょう量1トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
平成一九年七月二日～ 平成一九年八月三十一日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

社団法人 広島県計量協会